

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社（以下「事業場」という。）に雇用され、セールスドライバーとして勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日自宅から普通乗用自動車にて事業場に出勤する途上、前方車両が右折のため停止したので停止していたところ、普通貨物自動車に後方から追突され、頭部、頸部、腰部等を負傷（以下「本件負傷」という。）した。

請求人は本件負傷当日、D病院に受診し、その後、Eクリニックに転医、同年〇月〇日にF病院に再転医し療養した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）と診断された。この間の治療費は自動車損害賠償責任保険から支給された。

請求人は、その後もF病院に受診し、監督署長に平成〇年〇月〇日以降の受診に係る療養給付の請求をしたところ、監督署長は、治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件負傷による傷病が平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）していたと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法上の治ゆ（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上の一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書第2の1に記載されているとおりである。

(2) 請求人の本件負傷による傷病は、G医師が平成〇年〇月〇日付け意見書において「改善も悪化もないため治ゆとした」旨を述べ、同意見書について、H医師が平成〇年〇月〇日付け鑑定書において「判断は、妥当」との旨を述べていることから、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）していたものと認められる。

(3) 請求人らは、「高次脳機能障害を裏付ける検査を受けていた」、「I診療所により高次脳機能障害と診断された平成〇年〇月〇日を症状固定日とするべき」と主張しているが、症状固定後に請求人に残存する症状が変化したという客観的な資料は見当たらないことから、上記の症状固定の判断に影響するような事実であるとは認められない。

なお、請求人の入院時カルテをみると、本件負傷時にエアバッグ作動もベルト痕も認められないことから、請求人がエアバッグが作動したり、ベルト痕が認められる程の強い衝撃を受けたとは認められず、また、H医師が平成〇年〇月〇日付け鑑定書において「頭部MR Iでは、異常所見が認められず、また、意識障害・記憶障害も認められず、症状の経過は一般的な高次脳機能障害とは合致していない」「高次脳機能障害であると判断することは困難」と述べているこ

とを併せ考えれば、請求人が高次脳機能障害であるとの請求人らの主張は疑問である。

(4) 請求人らは、「高次脳機能障害を認めないことは、厚生労働省の方針に違背する」旨主張しているが、当該方針（平成25年6月18日付け基労補発0618第1号）は、症状固定後の残存障害に係る障害（補償）給付請求事案に関するものであり、本件において妥当するとは認められない。

4 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成○年○月○日以降の受診に係る療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。